中橋　友子 議員

後期高齢者医療制度について

問　来年4月からスタートする後期高齢者医療制度は、75歳以上と65歳から74歳までの一定の障害を持つ高齢者が対象で、現在加入している健康保険から移動させられる。しかし①保険料が平均月7千円と試算され負担が重く、年金から天引きされる（月額1万5千円以上の受給者）②滞納すると保険証が取り上げられる③定額制の導入で医療内容が制限されるなど問題が多すぎる。これまで社会の発展のため苦労してきた高齢者が、安心して病院にもかかれなくなるような制度は見直しを求めていくべきで次の点を伺う。

①町内の後期高齢者医療保険の対象人数と現在の保険加入状況。

②保険料の負担増が予想されるがどの程度になるか。

③国民健康保険会計への影響は。

④現役世代にかけられる「支援金」の予想額は。

⑤町独自の説明会等の開催を。

⑥低所得者に対する保険料の減免や資格証明書の発行中止など関係機関に働きかけを。

町長　①8月31日現在で、町国保が2，690人、政府管掌健康保険が291人、共済組合が77人、その他の組合健康保険や組合国保が53人、合計3，111人が後期高齢者医療制度に移行する。

②広域連合が、国の政省令に基づき算定作業を行い、11月に開会される広域連合議会で決定する予定であり、町では現在、保険料額を算定できる状況にない。

北海道の試算では平均保険料は、軽減前で年8万5千円と試算しており、町国保の75才以上のみの世帯の現在の国保税一人当たりの平均額は、軽減前で11万1，300円であり、現時点では、新制度移行による保険料負担額は下がると見込まれる。

③後期高齢者医療制度に移行に伴い各医療保険者が高齢者医療のために支出していた老人保健拠出金が後期高齢者支援金に変わる。

厚生労働省から示された後期高齢者支援金賦課総額を算出するワークシートにより試算すると、3億7，100万円になる。これを本年度の概算で老人保健医療費拠出金5億2千万円と比較すると1億5，100万円の減となる。

④現在の老人保健拠出金に対する一般保険者の負担は2万6千円で、厚生労働省のワークシートによる試算では2万4千円と予想されるが、推計した数値に基づき作成されており、算定の基礎となる所得が確定していない現在、平成20年度に賦課する金額ではない。

⑤昨年、医療制度改革の概要が明らかになった時点で、老人クラブ連合会の研修会や、出前講座で計7回、後期高齢者医療制度を含めた医療制度改革について説明した。

広報紙やホームページに制度の概要を記載し、お知らせを行った。

広域連合では今後、道内各地で住民説明会を開催する予定である。町として、別途住民説明会を開催する予定はないが、出前講座や広報紙などでさらに周知したい。

⑥低所得者に対し、均等割を、7割、5割、2割の軽減措置が設けられている。

災害、その他特別事情により生活が著しく困窮した方には保険料が減免される制度も設けられている。

資格証明書の発行は、負担能力があるのに保険料を納めていない方の未納分は他の各健康保険の若年者の負担増となり、公平が損なわれる。資格証明書の発行は制度上やむを得ない。発行にあたっては十分配慮したい。

交付税の減額に対する対応など財政問題について

問　地方交付税が減額され、当初予算より4，941万円不足となる。

①国の基準に基づいた予算であり、再算定を求めるべき。

②新型交付税の影響は。

③「がんばる応援プログラム」など予算獲得のための活用を。

町長　①普通交付税の再算定は、地方交付税法の規定により、交付税の総額の増加や特別な事由がある場合に実施され、地方公共団体の方から再算定を要望する制度ではない。

②新型交付税は基準財政需要額を算定する際、包括算定経費として人口と面積を基本に算定するもので、本町では、人口措置分が不利に算定され約1億円の減になった。

③頑張る地方応援プログラムも見据えた中で、町の実情に沿った形で行政運営に意を用いたい。